

# 最低賃金の減額の特例許可申請について

～「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者」（最低賃金法第7条第3号）～

「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者」（以下「認定職業訓練を受ける者」といいます。）の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

## 1 減額の特例許可の対象となる「認定職業訓練を受ける者」について

最低賃金の減額の特例許可の対象となる「認定職業訓練を受ける者」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める

- ① 普通課程の普通職業訓練
- ② 短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る）の普通職業訓練
- ③ 専門課程の高度職業訓練

を受ける者で、職業を転換するために職業訓練を受けるもの以外の者のことです。

## 2 訓練期間を通じて1日の生産活動に従事する時間は3分の2程度未満ですか？

職業訓練であっても、訓練期間を通じて1日の生産活動に従事する時間（所定労働時間から認定を受けて行われる職業訓練の時間（使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除く。）を除いた時間）が、所定労働時間の3分の2程度以上である訓練年度については、許可の対象となりません。なお、訓練期間が2年又は3年であるものの最終年度については、原則として許可の対象となりません。

## 3 減額率は、法令に基づく上限の範囲内で、職務内容などを勘案したものとなっていますか？

減額率は、法令に基づく上限（裏面2参照）の範囲内で、職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して定めることになります。



厚 生 労 働 省

都道府県労働局・労働基準監督署

## 減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

### 1 1日平均の所定労働時間数、1日平均の職業訓練時間数の算出

#### ① 1日平均の所定労働時間数（A）の算出

職業訓練期間中の所定労働日ごとの所定労働時間数が同一である場合には、1日の所定労働時間数とする。

職業訓練期間中の所定労働日ごとの所定労働時間数が異なる場合には、訓練期間中の総所定労働時間数を算出し、それを職業訓練期間中の所定労働日数で除して算出する。

#### ② 1日平均の職業訓練時間数（B）の算出

職業訓練期間中の総職業訓練時間数を算出した後、使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間数を減じたものを、訓練期間中の所定労働日数で除して算出する。

※ 所定労働時間数には、休憩時間数は含まれません。

### 2 減額できる率の上限となる数値の算出

上記1のBをAで除して得た率を、減額できる率の上限とします。

(減額できる率の上限となる数値の算出例)

1日平均の所定労働時間数が7時間、1日平均の職業訓練時間数が3時間とした場合、

$3\text{時間} \div 7\text{時間} \times 100 = 42.85\% \div 42.8\%$

したがって、減額できる率の上限は、42.8%となります。

※ 小数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下は切り捨ててください。

### 3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを総合的に勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

※ 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。

上記2の例で、42.8%を上回る数値、例えば45%とすることはできません。

### 4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した金額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください（金額が減額率に対応したものとなっていることを必ず確認してください。）。

※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

(地域別最低賃金が791円の場合の例)

減額できる率の上限（上記2）は42.8%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を35.0%と定めることとしました（上記3）。

この場合、

・減額する額は、276円となり、

・支払おうとする賃金の額は、 $791\text{円} - 276\text{円} = 515\text{円}$

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 791円×0.35=276.85円ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって277円として減額をしてしまうと、減額率は35%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにする必要があります。

様式第3号(第4条關係)

基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特別許可申請書( )

基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書( )									
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		電話番号( )			
演習の特例許可を受けようとする労働者									
減額の特例許可を受けようとする訓練期間		平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日						
受けさせようとする職業訓練		訓練科	訓練期間	訓練生の概数	認定年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金	最低賃金額	件 名	円
		訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地	人	人					
職業訓練時間数と所定労働時間数		1日当たりの職業訓練時間数	時間 分			支払おうとする賃金	減額率	金 額	円以上
従事させようとする業務の種類		1日当たりの所定労働時間数	時間 分						
労働の態様						理 由			
平成 年 月 日 職 氏名 使用者 印									

4

「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

- |   |  |                        |                                |
|---|--|------------------------|--------------------------------|
| ① 「 <u>減額の特例許可を必要とする労働者</u> 」                       | ② 「 <u>事業の種類</u> 」                                 |                        |                                |
| 許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入してください。                 | 日本標準産業分類小分類により記入してください。                            |                        |                                |
| 法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。 | ③ 「 <u>事業場の名称</u> 」                                |                        |                                |
| 都道府県名から記入してください。                                    | ④ 「 <u>事業場の所在地</u> 」                               |                        |                                |
| なあ、労働者になる前（採用前に申請することはできませんので御注意ください。）              | 基準的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書（① 個人） |                        |                                |
| なあ、労働者になる前（採用前に申請することはできませんので御注意ください。）              | ② 事業の種類<br>美容室                                     | ③ 事業場の名称<br>株式会社〇〇〇〇〇〇 | ④ 事業場の所在地<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇    |
| ⑤ 「 <u>減額の特例許可を受けようとする労働者</u> 」                     | ⑥ 「 <u>減額の特例許可を受けようとする訓練期間</u> 」                   |                        |                                |
| 受けさせようと/orする労働訓練団体の名前及び主たる事務所の所在地                   | 訓練料<br>料金  | 訓練期間<br>年数             | 認定年月日<br>平成21年10月1日～平成22年3月31日 |
| 受けさせようと/orする労働訓練団体の名前及び主たる事務所の所在地                   | 訓練料<br>料金  | 訓練期間<br>年数             | 認定年月日<br>平成20年3月31日            |
| ⑦ 「 <u>訓練生の概数</u> 」                                 | ⑧ 「 <u>訓練訓練時間数と所定労働時間数</u> 」                       |                        |                                |
| ⑨ 「 <u>収支差せようと/orする業務の種類</u> 」                      | ⑩ 「 <u>労働の属性</u> 」                                 |                        |                                |
| ⑪ 「 <u>「労働の態様」</u> 」                                | ⑫ 「 <u>「労働基準監督署に記入してください。」</u> 」                   |                        |                                |
| ⑬ 「 <u>「都道府県労働局長」</u> 」                             | ⑭ 「 <u>「使用者」</u> 」                                 |                        |                                |
| ⑮ 「 <u>「使用者」</u> 」                                  | 法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。 |                        |                                |